

高知県立大学看護学会誌投稿規程

1. 投稿者の資格

投稿論文の筆頭著者は、本学会員に限る。但し、共著者はこの限りではない。また、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。共著者は、投稿された論文に重要な知的貢献をした者であり、全ての著者が論文の内容について承諾していることとする。

2. 原稿の種類

- 1) 原稿の種類は、原著論文、研究報告、総説、論壇、資料であり、その内容は以下のとおりとする。著者は原稿にその種類のいずれかを明記するものとする。
 - (1) 原著論文：看護学の発展に関わる現象を独自の視点から取り上げ、確かな研究方法に基づいて実施され、得られた新たな知見や示唆が学術的に論じられているもの
 - (2) 研究報告：看護に関わる現象を研究的に取り上げ、妥当な研究方法を活用して導いた研究結果や考察が論理的に記述されているもの
 - (3) 総説：看護実践・看護教育・看護管理・看護研究の領域で、理論的見解や研究、社会・学術界の動向を踏まえて、系統的に総括した学術論文・学術的な概念分析
 - (4) 論壇：文献検討や概念分析による解説、提案や提言
 - (5) 資料：看護に関わる問題を取り上げ、調査や事例分析などの方法を活用して、今後の方向性等について記述したもの
- 2) 原稿は、和文もしくは英文とする。
- 3) 原稿は、未発表あるいは未投稿のものに限る。また、本誌投稿中に他誌への投稿をしてはならない。

3. 研究倫理

- 1) 人および動物を対象とした研究の場合、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等に基づいて実施し、配慮した内容を本文中に記載する。
- 2) 捏造、改ざん、盗用に合わせ、二重投稿を禁止する。特に、盗用防止においては、剽窃チェックプログラムを用いて点検したことを「剽窃等点検申出書」において証明する。
- 3) 利益相反の有無、申告すべき内容がある場合はその内容を論文末尾に記載する。

4. 投稿手続き

- 1) 原稿は、封筒の表に「高知県立大学看護学会誌原稿」と書し、下記に追跡可能な方法（レターバック、書留郵送等）で郵送する。

〒781-8515 高知市池2751-1
高知県立大学看護学部内
高知県立大学看護学会編集委員会
- 2) 本学会様式の「投稿論文確認表」にもとづき、原稿をチェックする。
- 3) 投稿論文投稿時に剽窃チェックプログラムを用いた点

検を行う。

- 4) 原稿は紙媒体で4部を送付する。うち2部は、著者が特定される氏名、所属、ほか著者を特定できる記載箇所（倫理審査委員会名、謝辞、学位名、発表学会、引用論文の投稿者名等）を空欄にする。原稿とともに「投稿論文確認表」「剽窃等点検申出書」を提出する。
- 5) 投稿された論文は理由の如何を問わず返却しない。

5. 原稿の受領および採否

- 1) 原稿の受付日は編集委員会が原稿を受け取った日とし、原稿の受領を電子メールで通知する。
- 2) 原稿の採否は複数査読を経て、編集委員会で決定する。採用に際し、原稿の修正および種類の変更を求めることがある。
- 3) 原稿採用の決定後、本文および図表は電子媒体に保存して提出する。この際、採用原稿は剽窃チェックプログラムを用いた点検を行い、「剽窃等点検申出書」とともに提出する。

6. 著者校正

著者校正を1回行う。但し、校正の際の加筆は原則として認めない。

7. 原稿執筆の要領

- 1) 原稿は原則として、MS-Wordで作成する。
- 2) 原稿の種類を問わず、和文の場合は、A4判横書きで、1行の文字数を40字、1ページの行数を35行とし、適切な行間をあげ、10枚以内（図・表を含む）とする。英文の場合は、1ページの文字数を800語程度とし、7枚以内（図・表を含む）とする。本文下部にページ数を記入する。
- 3) 外来語はカタカナで、外国人名、適当な日本語訳がない術語などは原則として活字体の原綴で書く。
- 4) 図、表および写真は、図1、表1、写真1等の番号をつけ、本文とは別に一括して作成する。本文原稿の右欄外に、それぞれの挿入希望位置を指定する。本誌掲載の希望サイズで作成する。
- 5) 文献記載の様式
 - (1) 引用文献は、(〇〇ら, 2023) のように、本文中に筆頭著者名、発行年次を括弧表示する。
 - (2) 参考、引用文献はすべて本文の最後の一括して著者名のアルファベット順に列記する。いずれも著者は3名まで表記し、それ以上は「他」または「et al」とする。同一著者による同じ年に発行された異なる文献から引用した場合は、発行年次に続けてアルファベットを付し、それらの文献を区別して表記する。例示：著者名（発行年次 a）
 - (3) 記載方法は下記の例示を参考にする。
 - ①雑誌の場合
著者名（発行年次）. 表題名. 掲載雑誌名, 巻(号), ページ数.
 - ②オンラインジャーナルの場合
著者名（発行年次）. 表題名. 掲載雑誌名, 巻(号), ページ数. DOI もしくは URL

高知県立大学看護学会誌投稿規程

- ③単行本(著者のみ)の場合
著者名(発行年次)・書名(版数)・ページ数・発行地・出版社名。
- ④単行本(編者あり)の場合
著者名(発行年次)・表題名・編者名・書名(版数)・ページ数・発行地・出版社名。
- ⑤電子版書籍の場合
著者名(発行年次)・書名(版数)・ページ数・出版社名・DOI または URL
- ⑥翻訳書の場合
原著者名(原書の発行年次)／訳者名(翻訳書の発行年次)・翻訳書の書名(版数)・ページ数・発行地・出版社名。
- ⑦WEB サイトの場合
サイト名・タイトル・URL。(検索日:XXXX年XX月XX日)

- 6) 原稿には、表紙を2枚付け、1枚目の上半分には表題(和文・英文)、著者名(ローマ字とも)、所属機関名、図、表および写真などの枚数を書き、日本語キーワード4個以内を記す。下半分には赤字で希望する原稿の種類、別刷必要部数、編集委員会への連絡事項および著者の連絡先(郵便番号、住所、氏名、電話番号、メールアドレス)を付記する。2枚目には表題(和文・英文)とキーワードのみを記載する。
- 7) すべての原稿には、必ず400字程度の和文抄録をつける。原著論文の場合は、和文抄録に加え、英文抄録250語程度をつける。ただし、すべての原稿の種類で英文抄録の掲載が可能である。

8. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料
規定枚数を超過した分については、所要経費を著者負担とする。超過料金は、刷り上がり超過分1ページにつき2000円とする。
- 2) 別刷料
別刷料は全て著者負担とする。部数は最低30部とする。
- 3) その他
図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

9. 著作権

掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。最終原稿提出時に、本学会様式の「誓約書、および著作権譲渡同意書」を提出する。

附則

- 1. この規程は、平成9年9月1日から施行する。
- 2. この規程の改正は、平成11年6月19日から施行する。
- 3. この規程の改正は、平成18年7月8日から施行する。
- 4. この規程の改正は、平成22年5月8日から施行する。
- 5. この規程の改正は、平成23年6月19日から施行する。

- 6. この規程の改正は、平成28年7月10日から施行する。
- 7. この規程の改正は、平成30年12月24日から施行する。
- 8. この規定の改正は、令和4年12月31日から施行する。
- 9. この規定の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 10. この規定の改正は、令和6年7月1日から施行する。
- 11. この規定の改正は、令和6年7月20日から施行する。